

ID: 85

担当部署: 健康福祉部 高齢者支援課

処分の概要	利用の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市老人憩いの家条例 第7条第1項		
例 規 番 号	平成13年条例第106号		
【根拠条文】 (利用の手続等) 第7条 老人憩いの家を利用しようとする者は、規則で定めるところにより申請し、市長の承認を受けなければならない。 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認をしないことができる。 (1) 公序良俗を乱すおそれがあるとき。 (2) 営利を目的とするとき。 (3) 老人憩いの家の管理上支障があると認められるとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が利用の承認を不適當であると認めたとき。 【基準】 根拠条文、第6条及び西東京市暴力団排除条例第8条の規定による。 (利用対象者) 第6条 老人憩いの家の利用対象者は、原則として西東京市内に住所を有する満60歳以上の者とする。 (市が設置する公の施設における措置) 第8条 市長若しくは西東京市教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者で市が設置する公の施設を管理する者をいう。)は、公の施設の使用又は利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認めるときは、当該公の施設の使用又は利用の承認(以下「承認」という。)について定める他の条例の規定にかかわらず、承認をせず、又は承認を取り消すことができる。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日